

公益財団法人尼崎地域産業活性化機構文書公開に関する規則

施行 平成24年4月1日（平成24年規則第4号）

（目的）

第1条 この規則は、公益財団法人尼崎地域産業活性化機構（以下「機構」という。）が管理する文書の公開について必要な事項を定めることにより、市民の機構の活動に対する信頼と理解を深めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書 機構の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、その他これに類するものから出力され、若しくは採録されたものであって、機構が管理しているものをいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

（文書の開示の請求）

第3条 理事長は、次の各号に掲げるものから文書の開示の請求があったときは、当該文書が第5条に規定する文書に該当する場合を除き、当該文書を開示するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、機構が行う事務事業に利害関係を有する者

2 前項の文書の開示の請求は、理事長に文書開示請求書（第1号様式）を提出することによって行う。

（文書の開示の決定）

第4条 理事長は、前条第2項の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書を受領した日から起算して15日以内に、当該文書の開示の諾否を決定するものとする。この場合において、理事長は、書面（第2号様式、第3号様式又は第4号様式）により速やかに、当該決定の内容を請求者に通知するものとする。

2 理事長は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、理事長は、書面（第5号様式）により速やかに、当該延長の理由を請求者に通知するものとする。

3 理事長は、第1項の規定により文書の開示をしない旨の決定（第6条の規定による文書の開示の決定を含む。）をしたときは、第1項の通知書にその理由を記載するものとする。この場合において、期間の経過により、当該文書の開示ができることとなることが明らかであるときは、当該通知書にその時期を記載するものとする。

4 理事長は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る文書に記録されている情報が第三者に関するものであるときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができ

る。

(文書の開示をしないことができる文書)

第5条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている文書については、当該文書の開示をしないことができる。

(1) 個人情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 公表することを目的として機構が作成又は取得した情報

イ 法令の規定による許可、届出等の際に機構が作成又は取得した情報であって、公表することが公益上必要であると認めるもの

(2) 法令の規定により、公表することができない情報

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。

(4) 機構と国、県、市、その他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）との間における協議、協力、依頼等に関する情報であって、公にすることにより、機構と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの。

(5) 機構の事務事業に係る意思形成過程において、機構の内部で行った審議、検討、調査、企画、研究、調整等に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業の適正な意思形成に著しい支障が生じると認められるもの。

(6) 機構が行う試験、入札、渉外、争訟、人事その他の事務事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるもの、関係当事者間の協力関係若しくは信頼関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業の適正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの。

(7) 任意に個人又は法人等から公にしないことを条件として機構に提供された情報であって、当該情報の提供者の承諾なしに公にすることにより、当該情報の提供者との協力関係若しくは信頼関係が損なわれると認められるもの。

(文書の部分開示)

第6条 理事長は、第3条の規定による請求に係る文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、文書の開示の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該文書の開示をするものとする。

(文書の開示)

第7条 理事長は、第4条第1項の規定により文書の開示をする旨の決定をしたときは、請求者に対し、当該文書の閲覧、写しの交付により開示を行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、文書の開示をすることにより、当該文書が汚損又は破損されるおそれのあるとき、前条の規定による文書の開示をするときその他相当の理由があるときは、当該文書を複写したものを閲覧又は写しの交付によりこれを行う。

(費用負担)

第8条 この規則に基づく文書の閲覧については、手数料を徴収しない。

2 前条の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の規定により負担しなければならない写しの作成に要する費用（以下「作成費用」という。）の額は、別表第1の左側に、同表の中欄に掲げる写しの交付に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

4 前々項の規定により負担しなければならない写しの送付に要する費用（以下「送付費用」という。）の額は、当該写しの交付に要する郵便料金相当額とする。

5 作成費用及び送付費用は、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

（適正利用）

第9条 理事長は、文書の開示を受けたものに対し、これによって得た情報を、この規則の目的に即して適正に利用するよう求めるものとする。

（他の制度との調整）

第10条 法令その他別に定められている手続により、閲覧等の手続が定められている文書については、この規則の規定を適用しない。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

（改廃）

第12条 この規則の改廃は、理事長の決裁を経て行う。

付 則

この規則は、公益財団法人尼崎地域産業活性化機構の設立の登記の日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

文書開示請求書

平成 年 月 日

公益財団法人尼崎地域産業活性化機構
理事長

請求者

住所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ）

公益財団法人尼崎地域産業活性化機構情報公開規程第3条第2項の規定により、次のとおり文書の開示を請求します。

文書の名称 又は内容	
利用の目的	
求める開示の実施の方法	開示の方法 （文書・図面） <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 （電磁的記録） <input type="checkbox"/> 印刷物として出力したもの・専用機器により再生したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 印刷物として出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 複製物の交付
	開示の場所等 <input type="checkbox"/> 当機構の事務所での開示を希望する。 （上記の実施希望日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 写しの送付を希望する。
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 市内に住所を有する者 <input type="checkbox"/> 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・ 事務所又は事業所の所在地：尼崎市 ・ 事務所又は事業所の名称： <input type="checkbox"/> 市内の事務所又は事業所に勤務する者 ・ 事務所又は事業所の所在地：尼崎市 ・ 事務所又は事業所の名称： <input type="checkbox"/> 市内の学校に在学する者 ・ 学校の所在地：尼崎市： ・ 学校の名称： <input type="checkbox"/> 機構が行う事業に利害関係を有するもの （利害関係の内容）

記入上の注意：各欄に必要事項を記入し、□には該当するものにチェックを入れてください。

文書開示決定通知書

尼地産第 号の2
平成 年 月 日

様

公益財団法人尼崎地域産業活性化機構
理事長

公益財団法人尼崎地域産業活性化機構情報公開規程第4条第1項の規定により、次のとおり文書を開示することを決定しましたので通知します。

文書開示請求書受理年月日	平成 年 月 日	
文書の名称又は内容		
開示請求書に記載された開示の実施の方法による開示	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない	
求めることができる開示の実施の方法	(文書・図面) <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (交付に要する費用) (電磁的記録) <input type="checkbox"/> 印刷物として出力したもの・専用機器により再生したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 印刷物として出力したものの交付 (交付に要する費用) <input type="checkbox"/> 複製物の交付 (交付に要する費用)	
文書の開示	日 時	平成 年 月 日 (曜日) <input type="checkbox"/> 午前 時 分 <input type="checkbox"/> 午後
	場 所	当機構事務所
写しの送付による開示を実施する場合	準備に要する日数 送付に要する費用	
事務担当係	課 係 電話 : ()	

備考1 文書の開示の日時について都合が悪い場合は、あらかじめ事務担当係に連絡してください。

2 文書の開示を受けるときは、この通知書を係員に提示してください。

文書部分開示決定通知書

尼地産第 号の2
平成 年 月 日

様

公益財団法人尼崎地域産業活性化機構
理事長

公益財団法人尼崎地域産業活性化機構情報公開規程第4条第1項の規定により、次のとおり同規程第6条の規定による文書の部分開示することを決定しましたので通知します。

文書開示請求書受理年月日	平成 年 月 日	
文書の名称又は内容		
開示請求書に記載された開示の実施の方法による開示	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない	
求めることができる開示の実施の方法	(文書・図面) <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (電磁的記録) <input type="checkbox"/> 印刷物として出力したもの・専用機器により再生したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 印刷物として出力したものの交付（交付に要する費用） <input type="checkbox"/> 複製物の交付（交付に要する費用 ）	
文書の部分開示	日 時	平成 年 月 日（曜日） <input type="checkbox"/> 午前 時 分 <input type="checkbox"/> 午後
	場 所	当機構事務所
文書の開示をしない部分及びその理由	(理由) 当該部分は、..... 公益財団法人尼崎地域産業活性化機構情報公開規程第5条第 項に該当するため	
※文書の開示予定年月日	平成 年 月 日	
事務担当係	課 係 電話 : () -	

- 備考 1 文書の部分開示の日時について都合が悪い場合は、あらかじめ事務担当係に連絡してください。
 2 文書の部分開示を受けるときは、この通知書を係員に提示してください。
 3 ※印の文書が開示できることとなることが明らかであるときのみ記入しています。
 なお、当該文書の開示を希望する場合は、その日以降改めて請求してください。

文書不開示決定通知書

尼地産第 号の2
平成 年 月 日

様

公益財団法人尼崎地域産業活性化機構
理事長

公益財団法人尼崎地域産業活性化機構情報公開規程第4条第1項の規定により、次のとおり文書の開示をしないことを決定しましたので通知します。

文書開示請求書受理年月日	平成 年 月 日
文書の名称又は内容	
文書の開示をしない理由	（理由）当該部分は、 公益財団法人尼崎地域産業活性化機構情報公開規程第5条第 項に該当するため
※文書の開示予定年月日	平成 年 月 日
事務担当係	課 係 電話 : () -

備考1 ※印の文書が開示できることとなることが明らかであるときのみ記入しています。

なお、当該文書の開示を希望する場合は、その日以降改めて請求してください。

文書開示決定期間延長通知書

尼地産第 号の2
平成 年 月 日

様

公益財団法人尼崎地域産業活性化機構
理事長

文書開示請求書を受理した日から起算して15日以内に文書の開示の諾否について決定できないので、公益財団法人尼崎地域産業活性化機構情報文書公開に関する規則第4条第2項の規定により、次のとおり当該決定の期間を延長しましたので通知します。

文書開示請求書受理年月日	平成 年 月 日
文書の名称又は内容	
文書の開示の諾否の決定予定年月日	平成 年 月 日
延長の理由	
事務担当係	課 係 電話 : () -

別表第 1

開示を受ける公文書の種別	写しの交付の方法	作成費用の額
1 文書又は図画（2 の項から 4 の項までに該当するものを除く。）	(1) 複写機により複写したものの交付	A3 判以下の大きさのもの 1 枚につき 10 円（多色刷りにあつては、100 円）
		A3 判を超える大きさのもの 理事長が実費を勘案して相当と認める額
	(2) 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	理事長が実費を勘案して相当と認める額
2 写真フィルム	印格紙に印画したものの交付	理事長が実費を勘案して相当と認める額
3 電磁的記録	(1) 用紙に出力したものの交付	A4 判のもの 1 枚につき 10 円（多色刷りにあつては、理事長が実費を勘案して相当と認める額）
		A4 判を超える大きさのもの 又は写真 理事長が実費を勘案して相当と認める額
	(2) (1) に掲げるもののほか、開示を実施する場合において作成した写しの交付	理事長が実費を勘案して相当と認める額

備考 1 の項(1)、3 の項(1)の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として作成費用の額を算定する。